

鳥取県告示第648号

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第22条第2項並びに別表第7第5項第8号ただし書、第5項第8号イ及び第6項並びに別表第8第2項第2号ただし書、第3項第5号ただし書、第4項第4号ただし書、第5項第9号及び第6項第2号の規定に基づき、建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等を次のとおり定め、平成20年10月1日から施行する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第22条第2項	知事が定める大規模な改修	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの (2) 防火又は避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの (3) 敷地の拡張が必要となるもの
別表第7第5項第8号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設（以下「駐車施設」という。）に設けるものである場合
別表第7第5項第8号イ	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び前2号に掲げるものに類する方法
別表第7第6項	知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	次のいずれかの昇降機 (1) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターであって、かごの定格速度が毎分15メートル以下で、その床面積が2.25平方メートル以下のもの (2) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合には2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターであって、運転時における階段の定格速度が毎分30メートル以下で、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの
別表第7第6項	車いす使用者が円滑に利用できるものとして知事が定める構造	次のいずれかの構造 (1) エレベーターにあつては、次に掲げる条件に適合する構造 ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第7号に定める構造であること。 イ かごの幅が70センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上であること。 ウ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) エスカレーターにあつては、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号）第1第3号に定める構造

別表第8第2項 第2号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (3) 駐車施設に設けるもの
別表第8第3項 第5号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 駐車施設に設けるもの (2) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第8第4項 第4号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (3) 駐車施設に設けるもの (4) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第8第5項 第9号	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び前2号に掲げる方法に類する方法
別表第8第6項 第2号	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分	次の各号のいずれかに該当する部分 (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (3) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける部分